

## 函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議体設置要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 介護保険法第115条の4第2項第5号に規定する事業を実施するにあたり、市が中心となって、生活支援等サービスの多様な提供主体間の情報共有および連携・協働の推進を目的として、<u>函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域資源および地域ニーズの把握</p> <p>(2) 資源開発</p> <p>ア 地域に不足するサービス・支援の創出</p> <p>イ サービス・支援の担い手の養成</p> <p>ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保</p> <p>(3) ネットワークの構築</p> <p>ア 関係者間の情報共有</p> <p>イ サービス提供主体間の連携の体制づくり</p> <p>(4) ニーズと取組みのマッチング</p> <p>ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング</p> <p>イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地域包括支援センター関係者</p> <p>(3) 特定非営利法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の、生活支援・介護予防サービスを提供する事業主体の関係者</p> <p>(4) <u>函館市生活支援・介護予防体制整備事業の受託法人に所属する生活支援</u>コーディネーター</p> <p>(5) 前号で掲げる者のほか、市長が必要と認める者（委員の任期等）</p> <p>第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 協議会の会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、副会長としてその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p>函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議体設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>函館市生活支援・介護予防体制整備事業実施要綱に規定する第1層協議体</u>（以下「協議体」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議体は、第1層の生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として設置し、多様な主体間の情報共有および連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第3条 協議体は、次に掲げる事項について協議するとともに、第1層コーディネーターの活動を支援する。</p> <p>(1) 地域ニーズと資源の状況の見える化に関すること</p> <p>(2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけに関すること</p> <p>(3) 関係者のネットワーク化に関すること</p> <p>(4) 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一の推進に関すること</p> <p>(5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発に関すること</p> <p>(6) ニーズとサービスのマッチングに関すること</p> <p>(7) 第2層コーディネーターおよび第2層協議体への支援および連携・協働に関すること</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議体の委員は、次に掲げる構成団体等をもって組織し、市長が指定する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地域包括支援センター関係者</p> <p>(3) 特定非営利法人、社会福祉法人、社会福祉協議体、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の、生活支援等サービスを提供する事業主体の関係者</p> <p>(4) <u>第1層</u>コーディネーター</p> <p>(5) 前号で掲げる者のほか、市長が必要と認める者（委員の任期等）</p> <p>第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第6条 協議体の会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議体の事務を総理し、協議体を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、副会長としてその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>

<p>第6条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、協議会の会議の議長となる。</p> <p>3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>(個人情報等の保護)</p> <p>第7条 協議会の委員および会議に出席を求められた者は、職務上または会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>第7条 協議体の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、協議体の会議の議長となる。</p> <p>3 協議体の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 協議体の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、協議体の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>(個人情報等の保護)</p> <p>第8条 協議体の委員は、会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議体の庶務は、保健福祉部において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、会長が協議体に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>
--	--